

改定概要	改定後	改定前
禁止事項	<p data-bbox="284 186 448 216">第30条 禁止事項</p> <p data-bbox="284 247 1175 277">Airペイ加盟店は、以下の各号に掲げる行為又はそのおそれのある行為を行ってはならない。</p> <p data-bbox="284 281 1531 369">(1) 本決済取引の申込みを行ったカード会員に対し、理由なく取引を拒絶したり、直接現金払いや特定の者が発行するカード等の利用を要求したり、現金払いを行う場合と異なる代金（手数料等の名目を問わない。）を請求するなどカード会員に不利になる取扱いをすること。</p> <p data-bbox="284 373 1531 432">(2) 本決済取引に関する情報（カード会員の情報及びカード等の情報を含む。）を本スマートデバイス端末等若しくは外部メモリに記録し、書面に書き写し、コピーし、又は撮影する等により保存すること。</p> <p data-bbox="284 436 1531 495">(3) 1回の商品・サービス提供を、複数回に分割して決済すること（内金、前受け金および前受け金支払い後の残金等の名称の如何を問わない。）。</p> <p data-bbox="284 499 1531 558">(4) RCLが公表する基準を満たした本スマートデバイス端末等、アプリ及び RCLが貸与又は販売した決済端末以外の機器を用いて本決済システムを利用すること。</p> <p data-bbox="284 562 1190 592">(5) 本決済システムの利用以外の目的で、RCLが運営する本決済システムにアクセスすること。</p> <p data-bbox="284 596 1397 625">(6) 第三者に本スマートデバイス端末等、決済端末、アプリ等本決済システムの利用に必要な機器を使用させること。</p> <p data-bbox="284 630 1531 688">(7) 第三者に名義、AirID又は届出メールアドレス及び Airサービスパスワードを使用させることにより、本決済システムを取り扱わせること。</p> <p data-bbox="284 693 872 722">(8) 本決済システムを日本国外における取引に利用すること。</p> <p data-bbox="284 726 1531 785">(9) RCLに届け出た業種・業態に係る商品等の販売以外の目的、架空取引又は金融取引において、本決済システムを利用すること。</p> <p data-bbox="284 789 350 814">(削除)</p> <p data-bbox="284 819 1531 877">(10) Airペイ加盟店（法人の代表者及びユーザーを含む。）が保有するカード等を使用して、当該 Airペイ加盟店において、本決済取引を行うこと。</p> <p data-bbox="284 882 1531 961">(11) ICカードの暗証番号に関連する情報を本スマートデバイス端末等若しくは外部メモリに記録し、書面に書き写し、コピーし、又は撮影する等により保存し又は視認により記憶し、それによりカード会員以外の者が使用し、若しくは使用することを助けるおそれのある行為</p> <p data-bbox="284 966 1145 995">(12) 正当な理由なくカード会員の目の届かない場所で売上傳票作成等の手続きを行うこと</p> <p data-bbox="284 999 1457 1029">(13) 第三者間の取引を自己の取引と称して売上承認を取得しようとする行為（ただし、RCLが事前に承諾した場合を除く。）</p> <p data-bbox="284 1033 1219 1062">(14) 電子マネー取引に際し、交通系電子マネーのチャージと移転をみだりに複数回繰り返すこと。</p> <p data-bbox="284 1066 1323 1096">(15) RCL又は第三者の著作権、商標権その他の知的財産権、プライバシー権、名誉等の権利を侵害する行為</p> <p data-bbox="284 1100 759 1129">(16) RCL又は第三者を差別又は誹謗中傷する行為</p> <p data-bbox="284 1134 1264 1163">(17) 本決済システムの提供のためのシステムへの不正アクセス等、Airサービスの運営を妨げる行為</p> <p data-bbox="284 1167 1531 1226">(18) 本決済システムの全部又は一部を、RCLに無断で、複製、複写、転載、転送、蓄積、販売、出版、その他 Airペイ加盟店における自己利用の範囲を超えて利用する行為</p> <p data-bbox="284 1230 1531 1289">(19) Airサービスを提供するアプリケーションソフトウェア（アップデート版を含み、以下「本ソフトウェア」という。）の利用権を第三者に再許諾、譲渡し又は担保に供する行為</p> <p data-bbox="284 1293 1279 1323">(20) 本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、その他これらに準じる行為</p> <p data-bbox="284 1327 670 1356">(21) RCL又は第三者の信用を損なう行為</p> <p data-bbox="284 1360 834 1390">(22) 他人になりすまして、本決済システムを利用する行為</p> <p data-bbox="284 1394 967 1423">(23) RCLの承認した以外の方法により、本決済システムを利用する行為</p> <p data-bbox="284 1428 1531 1507">(24) その他法令、Airサービス共通利用約款、公序良俗に反する行為、行政当局から改善指導、行政処分等を受けるおそれのある行為、犯罪行為若しくは犯罪行為に結びつく行為、RCL若しくは第三者に対する迷惑行為、RCLに虚偽の事項を届け出る行為又はその他 RCLが不適切と判断する行為</p>	<p data-bbox="1570 186 1733 216">第30条 禁止事項</p> <p data-bbox="1570 247 2460 277">Airペイ加盟店は、以下の各号に掲げる行為又はそのおそれのある行為を行ってはならない。</p> <p data-bbox="1570 281 2816 369">(1) 本決済取引の申込みを行ったカード会員に対し、理由なく取引を拒絶したり、直接現金払いや特定の者が発行するカード等の利用を要求したり、現金払いを行う場合と異なる代金（手数料等の名目を問わない。）を請求するなどカード会員に不利になる取扱いをすること。</p> <p data-bbox="1570 373 2816 432">(2) 本決済取引に関する情報（カード会員の情報及びカード等の情報を含む。）を本スマートデバイス端末等若しくは外部メモリに記録し、書面に書き写し、コピーし、又は撮影する等により保存すること。</p> <p data-bbox="1570 436 2816 495">(3) 1回の商品・サービス提供を、複数回に分割して決済すること（内金、前受け金および前受け金支払い後の残金等の名称の如何を問わない。）。</p> <p data-bbox="1570 499 2816 558">(4) RCLが公表する基準を満たした本スマートデバイス端末等、アプリ及び RCLが貸与又は販売した決済端末以外の機器を用いて本決済システムを利用すること。</p> <p data-bbox="1570 562 2475 592">(5) 本決済システムの利用以外の目的で、RCLが運営する本決済システムにアクセスすること。</p> <p data-bbox="1570 596 2683 625">(6) 第三者に本スマートデバイス端末等、決済端末、アプリ等本決済システムの利用に必要な機器を使用させること。</p> <p data-bbox="1570 630 2816 688">(7) 第三者に名義、AirID又は届出メールアドレス及び Airサービスパスワードを使用させることにより、本決済システムを取り扱わせること。</p> <p data-bbox="1570 693 2157 722">(8) 本決済システムを日本国外における取引に利用すること。</p> <p data-bbox="1570 726 2816 785">(9) RCLに届け出た業種・業態に係る商品等の販売以外の目的、架空取引又は金融取引において、本決済システムを利用すること。</p> <p data-bbox="1570 789 2816 869">(10) 小売業者など再販売を目的として商品を購入する者に対する取引であって、決済サービス提供会社等が本規約等において留保した商品の所有権を侵害するおそれのある取引に、本決済システムを利用すること。</p> <p data-bbox="1570 873 2816 932">(11) Airペイ加盟店（法人の代表者及びユーザーを含む。）が保有するカード等を使用して、当該 Airペイ加盟店において、本決済取引を行うこと。</p> <p data-bbox="1570 936 2816 1016">(12) ICカードの暗証番号に関連する情報を本スマートデバイス端末等若しくは外部メモリに記録し、書面に書き写し、コピーし、又は撮影する等により保存し又は視認により記憶し、それによりカード会員以外の者が使用し、若しくは使用することを助けるおそれのある行為</p> <p data-bbox="1570 1020 2430 1050">(13) 正当な理由なくカード会員の目の届かない場所で売上傳票作成等の手続きを行うこと</p> <p data-bbox="1570 1054 2742 1083">(14) 第三者間の取引を自己の取引と称して売上承認を取得しようとする行為（ただし、RCLが事前に承諾した場合を除く。）</p> <p data-bbox="1570 1087 2504 1117">(15) 電子マネー取引に際し、交通系電子マネーのチャージと移転をみだりに複数回繰り返すこと。</p> <p data-bbox="1570 1121 2608 1150">(16) RCL又は第三者の著作権、商標権その他の知的財産権、プライバシー権、名誉等の権利を侵害する行為</p> <p data-bbox="1570 1155 2050 1184">(17) RCL又は第三者を差別又は誹謗中傷する行為</p> <p data-bbox="1570 1188 2555 1218">(18) 本決済システムの提供のためのシステムへの不正アクセス等、Airサービスの運営を妨げる行為</p> <p data-bbox="1570 1222 2816 1281">(19) 本決済システムの全部又は一部を、RCLに無断で、複製、複写、転載、転送、蓄積、販売、出版、その他 Airペイ加盟店における自己利用の範囲を超えて利用する行為</p> <p data-bbox="1570 1285 2816 1344">(20) Airサービスを提供するアプリケーションソフトウェア（アップデート版を含み、以下「本ソフトウェア」という。）の利用権を第三者に再許諾、譲渡し又は担保に供する行為</p> <p data-bbox="1570 1348 2564 1377">(21) 本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、その他これらに準じる行為</p> <p data-bbox="1570 1381 1955 1411">(22) RCL又は第三者の信用を損なう行為</p> <p data-bbox="1570 1415 2119 1444">(23) 他人になりすまして、本決済システムを利用する行為</p> <p data-bbox="1570 1449 2252 1478">(24) RCLの承認した以外の方法により、本決済システムを利用する行為</p> <p data-bbox="1570 1482 2816 1562">(25) その他法令、Airサービス共通利用約款、公序良俗に反する行為、行政当局から改善指導、行政処分等を受けるおそれのある行為、犯罪行為若しくは犯罪行為に結びつく行為、RCL若しくは第三者に対する迷惑行為、RCLに虚偽の事項を届け出る行為又はその他 RCLが不適切と判断する行為</p>

改定概要	改定後	改定前
取扱禁止商品等一覧	<p>別表第3号:取扱禁止商品等一覧</p> <p>本規約に基づき本決済取引を行ってはならない商品等は、第 29条第2項(1)から(7)までに定めるものの他、以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 関連諸法令に抵触するもの全般 2. 児童ポルノ・アダルト関連・性風俗または性的な要素をセールスポイントとしたもの 3. 出会いを目的としたもの 4. ギャンブル(カジノ、海外宝くじ、馬券予想、掛け金の清算等)または賭博的な要素があるもの 5. 犯罪を誘発するもの 6. 実銃、武器、危険物またはそれに類するもの 7. 詐欺的またはいわゆる悪質商法とみなされるもの 8. 国内未承認の医薬品、医療機器 9. カウンセリング(心理カウンセリング等) 10. 催眠療法・ヒプノセラピー 11. 占い 12. アートメイク・タトゥー 13. 興信所・探偵・調査 14. 便利屋業、遺品整理サービス 15. 通信サービス(通話料、通信費、プロバイダー料金等) 16. 人材派遣 17. 投資・ギャンブル・財テク情報・情報商材または投機心を著しくあおるもの 18. 換金性が高い商品・サービス、クレジットカードショッピング枠の現金化を目的としたもの 19. オークション(出品代行、落札代行等)販売するもの 20. 個人輸入代行により販売するもの 21. 仲介・委託販売により提供するもの(不動産仲介に関するものを除く) 22. 科学的根拠に乏しい効果をうたったもの 23. 開運関連商品 24. 自己啓発に関するもの 25. 募金、寄付金、政治献金、賽銭等の金銭の贈与に関するもの 26. 永代供養、祈祷、お布施等及びこれらに類するもの 27. 政治団体が提供するもの 28. CtoC取引(個人事業主除く)によりなされるもの全般 29. BtoB取引によりなされるもの全般 	<p>別表第3号:取扱禁止商品等一覧</p> <p>本規約に基づき本決済取引を行ってはならない商品等は、第 29条第2項(1)から(7)までに定めるものの他、以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 関連諸法令に抵触するもの全般 2. 児童ポルノ・アダルト関連・性風俗または性的な要素をセールスポイントとしたもの 3. 結婚相談や出会いを目的としたもの 4. ギャンブル(カジノ、海外宝くじ、馬券予想、掛け金の清算等)または賭博的な要素があるもの 5. 犯罪を誘発するもの 6. 実銃、武器、危険物またはそれに類するもの 7. 詐欺的またはいわゆる悪質商法とみなされるもの 8. 国内未承認の医薬品、医療機器 9. カウンセリング(心理カウンセリング等) 10. 催眠療法・ヒプノセラピー 11. 占い 12. 税務・会計・司法サービス 13. コンサルティング 14. アートメイク・タトゥー 15. 興信所・探偵・調査 16. 便利屋業、遺品整理サービス 17. 通信サービス(通話料、通信費、プロバイダー料金等) 18. 分譲住宅(仲介含む) 19. 人材派遣 20. 投資・ギャンブル・財テク情報・情報商材または投機心を著しくあおるもの 21. 換金性が高い商品・サービス、クレジットカードショッピング枠の現金化を目的としたもの 22. オークション(出品代行、落札代行等)販売するもの 23. 個人輸入代行により販売するもの 24. 仲介・委託販売により提供するもの(不動産仲介に関するものを除く) 25. 科学的根拠に乏しい効果をうたったもの 26. 開運関連商品 27. 自己啓発に関するもの 28. 募金、寄付金、政治献金、賽銭等の金銭の贈与に関するもの 29. 永代供養、祈祷、お布施等及びこれらに類するもの 30. 政治団体が提供するもの 31. CtoC取引(個人事業主除く)によりなされるもの全般 32. BtoB取引によりなされるもの全般